

郷原信郎桐蔭横浜法科大学院教授は18日に会見し、自民党独禁調査会に提示した公正取引委員会の独占禁止法改正案について「制裁体系のゆがみが改正されず、逆に規制強化をしようとしている。公取委の組織が国民から信頼性を得られるようなものに改正することが先決だ」と述べた。公取委の審判官が法曹資格のない担当者によっていることや審判制度のあり方を批判した。

審判は、検事と裁判官を同じ公取委が担い、このため審判になっても、

郷原氏、独禁法改正案を批判

どのような審査や立証のしている。この多摩審判は、不備があっても100%排除措置命令を一切出さなく違法と審決される。ず、受注実績のあった34唯一の例外は千葉県の社に課徴金納付命令が出建設コンサルント1社で、相指名業者や課徴金で、これは事実関係がま対象工事でのJVMメンバーで、共謀関係を持た一だった受注の地元業者、その後の指名で倒産には、違反だとの判断をした東京本社がコンサル示さなかった。

このため審判自体も、東京都新都市建設公社大荒れで、1件だけ受注発注工事での、いわゆるし課徴金納付命令を受け「多摩審判」では200た企業は、相指名の企業3年3月から4年9カ月がすべて違反認定されなの長期審判になり、審議かつたことから、1社だけが終了した06年12月25日けで受注調整し、不当なから1年近くになるのに取引制限をしたことも明審決の兆候がまったくなくなった。宙に浮いているという異常事態となった、矛盾に満ちた多摩審

公取委組織の信頼性が先決

多摩の矛盾抱え審判温存できるか

判を抱えながら、公取委は、批判の多い審判制度を温存し、時効延長、リニエンシー拡大など罰則強化一色の改正案を打ち出したといえる。

郷原教授は「審判制度の維持は大問題だ。表面的な制裁ばかり強化すると、談合は形を変えて、例えば暴力団との結託など潜ろうとすることになりかねない。恒常化する違法行為は規制強化では解決せず、本当の実態（調達）はどうなのかを解明したうえでルールを考えなければならぬ。現在の政治資金規正法も実態解明抜きで規制論議になっている」と語っている。